

求人から補正書の提出がされたので、審査請求書及び補正書において審査請求の適法性について審査した。

2 本件審査請求の適法性について

(1) 法令等について

行政不服審査法第2条において、同法の規定に基づき処分についての審査請求をすることができるのは、同条に規定する行政庁の処分に不服がある者とされているが、行政庁の処分に不服がある者とは、不服がある者全てを指すのではなく、当該処分について不服申立をする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうとされている。

(2) 事実確認について

次のことについて、事実を確認することはできなかった。

ア 審査請求人は、「平成30年4月2日付けの固定資産税の評価課税処分」の「処分の取り消す」ことを求めているが、処分庁が「平成30年4月2日付け」で本件処分をしたこと。

イ 審査請求人が平成30年度固定資産税の納税義務者であること。

ウ 処分庁が審査請求人に本件処分の通知書を送付したこと。

エ 本件処分が審査請求人に対して行われたこと。

(3) 不服申立適格について

審査請求人は、本件処分について審査請求をする法律上の利益がある者、すなわち、本件処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害された又は必然的に侵害されるおそれのある者とは認められず、不服申立適格を欠くものといわざるを得ない。

(4) 判断について

本件審査請求は、その余の点について判断するまでもなく、不適法である。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であるから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年9月19日

審査庁 うるま市長 島袋 俊夫

(教示)

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、うるま市を被告として（訴訟においてうるま市を代表する者はうるま市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、うるま市を被告として（訴訟においてうるま市を代表する者はうるま市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

す。